令和3年1月 大東市議会 特別議会議案

条例新旧対照表

## 大東市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新

本則 (略)

附則

 $1 \sim 13$  (略)

(伝染病防疫作業手当の特例)

- 14 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。次項において同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、伝染病防疫作業手当を支給する。この場合において、第19条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 15 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイル ス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間に わたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあって は、4,000円)とする。

## 主要改正点

・新型コロナウイルス感染症に関する作業に従事した職員に対し、伝染病防疫作業手当を支給することとしたこと。

旧

本則 (略)

附則

 $1 \sim 13$  (略)